

## 別紙 3

### 清涼飲料自動販売機設置管理協定書（案）

1. 件 名 清涼飲料自動販売機の設置、管理及び商品の販売
2. 設 置 場 所 別紙 1・2 による
3. 設置面積及び台数 別紙 1・2 による

沖縄市長 桑 江 朝千夫（以下、「甲」という。）と ○○○○（以下、「乙」という。）は、公園内における清涼飲料自動販売機（電源供給のための電気設備及び自動販売機に付属する空き缶等回収箱を含む。以下、「自販機」という。）の設置、管理及び商品の販売について下記の通り協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

#### 第 1 条（協定の目的）

乙は、甲の許可に基づき、乙所有の自販機を公園内の甲指定の位置に設置し、乙の管理の下に清涼飲料水を販売するものとする。

#### 第 2 条（乙の立入）

甲は、乙ならびに乙の指定するものが自販機への商品の補充、売上金の回収、機械の保全・修理等の為に設置場所へ出入りすることを認めるものとする。

#### 第 3 条（協力義務）

甲は、自販機の保全に協力し、故障・不都合等が生じた場合は直ちに乙に連絡するものとする。

#### 第 4 条（自販機の修理補修）

乙は、自販機が故障又は破損した場合、その修理補修について責任を持って速やかに行うとともに甲にその旨を報告すること。また、修理補修の費用については乙の負担とする。

#### 第 5 条（商品等の盗難等）

乙は、自販機及び商品等が盗難等により損害を受けた場合、甲にその旨を報告すること。なお、甲はその損害について責任を負わないものとする。

#### 第 6 条（自販機の撤去等）

甲は、公園の管理上、自販機を撤去又は移設する必要があると認めた場合、乙に対し自販機の撤去又は移設を指示することができるものとし、乙は自らの責任のもと自販機を撤去又は移設するとともに自販機設置前の状況に復するものとする。

2 乙は、自己都合により自販機を撤去する場合、その責任のもと自販機設置前の状況に復するものとする。

3 乙は、前各項に定める撤去又は移設をする場合、条例に定める手続きを経るものとする。

#### 第 7 条（自販機による損害賠償）

乙は、自販機により第三者（甲の配下職員を含む。）に与えた身体の障害、又は財物の滅失、破損、汚損、紛失により生じた損害の一切について賠償する責を負うものとする。

#### 第 8 条（販売手数料）

乙が甲に支払う販売手数料は、自販機が販売した総売上げの〇〇%（消費税込）とする。

#### 第 9 条（商品販売実績の報告）

乙は、毎月 1 日～末日までの商品販売実績を計算し、4 ヶ月ごとの翌月（8 月、12 月、4 月）10 日までに自動販売機商品販売実績報告書を甲に提出するものとする。

#### 第 10 条（販売手数料の支払い）

甲は、前条に定める自動販売機商品販売実績報告書を確認し、乙に対し販売手数料の支払い請求を行うものとする。

2 乙は、前項の支払い請求のあったときは、その日から 30 日以内に甲の指定する方法で納付するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

3 乙は、第 6 条に定める撤去の場合、速やかに自動販売機商品販売実績報告を行い、販売手数料を納付するものとする。なお、使用料は還付しないものとする。

#### 第 11 条（自販機の電気料）

自販機に係る電気使用料については、乙の負担とする。

#### 第 12 条（使用料）

自販機の設置に係る許可を受けた者は、沖縄市都市公園条例第 11 条に規定する使用料を納付しなければならない。

第 13 条（自販機の設置の変更）

乙は、公園に設置している自販機の機種、設置場所又は設置面積を変更する場合は、予め条例に定める手続きを経るものとする。

第 14 条（権利義務の譲渡等）

乙は、本協定及び本協定から生じる全部または一部の権利義務及び自販機を第三者に譲渡または貸与し、もしくは担保に供してはならない。

第 15 条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。なお、期間の更新を行う場合は期間満了前までに設置許可等の手続きを行うとともに、改めて協定を締結するものとする。

第 16 条（規定外事項）

本協定の履行・解釈について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議し解決するものとする。

第 17 条

本協定書締結の証として、本協定書 2 通を作成し甲・乙各々記名押印の上、各自 1 通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号  
代 表 者 沖縄市長 桑 江 朝千夫 印

乙 住 所  
名 称  
又は商号  
代 表 者 印